

平成 19 年 6 月 12 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
六本木ヒルズ森タワー  
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人  
代表者名 執行役員 鈴木 雅之  
(コード番号：8981)

投資信託委託業者名

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社  
代表者名 代表取締役 鈴木 博之  
問合せ先 管理本部長 板橋 昇  
TEL. 03-6439-0333

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成19年5月16日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成19年8月8日に第5回投資主総会を開催する予定であり、本日開催の役員会におきまして、規約の変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、第5回投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

#### 1. 規約変更の主な内容と理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号です。)

##### 1. 変更の理由

- ① 第3条、第5条、第7条、第8条、第24条、第32条、第33条、第34条、第38条、第40条、第41条、第51条 関係  
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、表現を修正し、内容を明確化するものです。
- ② 第9条 関係  
東京証券取引所の上場規程改定により、運用資産等に占める不動産以外の資産についての保有制限が緩和されたこととともない、投資法人の投資方針のため必要と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第9条第5項を変更します。
- ③ 第10条 関係  
今後、わが国以外に所在する不動産及び主として係る不動産を裏づけとする資産への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和若しくは解除された場合に、具体的な投資基準を定め、必要な場合に機動的な対応を行うことを可能とするため、国外不動産等及び外貨建資産への投資は行わないとする第10条第3項及び第4項を削除します。
- ④ 第12条 関係  
租税特別措置法の改正により、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合に係る特例が廃止されたこととともない、第12条第4項を削除します。
- ⑤ 第17条 関係  
金融デリバティブ取引に関する資産評価の方法及び基準を適正化するための修正です。

- ⑥ 第 18 条、第 20 条及び附則 関係  
証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行にともない、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、同法において要求されている要件に従い第 18 条及び第 20 条を変更し、附則を新設するものであります。
- ⑦ 第 39 条 関係  
議決権の代理行使に関し、代理人の数を 1 名に制限することが一般的となっていることから、当該規定を追加するものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。  
（下線は変更部分を示します。）

| 現行規約  | 変更案   |
|---|---|
| 第1章 総則  | 第1章 総則  |
| 第 3 条（本店の所在する場所）<br>（記載省略）  | 第 3 条（本店の所在地）<br>（現行どおり）  |
| 第2章 投資口   | 第2章 投資口   |
| 第 5 条（発行可能投資口総口数等）<br>1.（記載省略）<br>2.（記載省略）<br>3. 本条第 1 項に定める発行可能投資口総口数の範囲内において、本投資法人の執行役員は、役員会の承認を得て、募集投資口の発行を行うことができる。当該募集投資口の発行における 1 口あたりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認した価額とする。 | 第 5 条（発行可能投資口総口数等）<br>1.（現行どおり）<br>2.（現行どおり）<br>3. 本条第 1 項に定める発行可能投資口総口数の範囲内において、本投資法人の執行役員は、役員会の承認を得て、募集投資口の発行を行うことができる。当該募集投資口の発行における 1 口あたりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認した金額とする。 |
| 第 7 条（投資口取扱規程）<br>本投資法人の発行する投資証券の種類、 <u>投資口の名義書換、実質投資主名簿への記載、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続</u> については、法令又は本規約の他、役員会によって定められた規程に従う。  | 第 7 条（投資口取扱規程）<br>本投資法人の発行する投資証券の種類、 <u>投資主名簿（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号、その後の改正を含む。）に定める実質投資主名簿を含む。以下、本規約において同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続</u> については、法令又は本規約の他、役員会によって定められた規程に従う。                                 |
| 第 8 条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）<br>本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は 5,000 万円とする。  | 第 8 条（投資法人の最低純資産額）<br>本投資法人の最低純資産額は 5,000 万円とする。  |

| 第3章 資産運用の対象及び方針   | 第3章 資産運用の対象及び方針   |
|---|---|
| <p>第9条（資産運用の投資対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2.（記載省略）</p> <p>3.（記載省略）</p> <p>4.（記載省略）</p> <p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する資産であって、当該不動産等と併せて取得することが適当と判断される以下に掲げる資産に対して投資することができる。</p> <p>（1）（記載省略）</p> <p>（2）温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>（3）本投資法人の保有に係る不動産等に付随する器具備品等の動産</p> <p>（4）その他、本投資法人の保有に係る不動産等の運用に必要なものとして、本投資法人の投資口を表示する投資証券を上場する証券取引所等が認めるもの</p> <p>（5）信託財産として第1号ないし第4号を信託する信託の受益権</p> | <p>第9条（資産運用の投資対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>4.（現行どおり）</p> <p>5. 本投資法人は、<u>不動産等又は不動産対応証券</u>への投資に付随する資産であって、当該不動産等又は<u>不動産対応証券</u>と併せて取得することが適当と判断される以下に掲げる資産に対して投資することができる。</p> <p>（1）（現行どおり）</p> <p>（2）温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）に定める温泉の源泉を利用する権利、<u>観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号、その後の改正を含む。）に定める温泉を利用する権利及び慣習法上の権利として認められる温泉権又は温泉利用権並びに当該温泉に関する設備</u></p> <p>（3）本投資法人の保有に係る不動産等に付随する器具備品等の<u>民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。以下「民法」という。）上の動産</u></p> <p>（4）<u>著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）に定める著作権等</u></p> <p>（5）<u>民法上の組合の出資持分（但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限る。）</u></p> <p>（6）<u>民法上の地役権</u></p> <p>（7）<u>資産流動化法第2条第6項に定める特定出資</u></p> <p>（8）その他、本投資法人の保有に係る不動産等の運用に必要なものとして、本投資法人の投資口を表示する投資証券を上場する証券取引所等が認めるもの</p> <p>（9）信託財産として第1号ないし第8号を信託する信託の受益権</p> |
| <p>第10条（投資制限）</p> <p>本投資法人は、不動産の投資にあたり、以下に掲げる資産については投資を制限する。</p> <p>1.（記載省略）</p>  | <p>第10条（投資制限）</p> <p>本投資法人は、不動産の投資にあたり、以下に掲げる資産については投資を制限する。</p> <p>1.（現行どおり）</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>2. (記載省略)</p> <p>3. <u>本投資法人は、国外に所在する不動産並びに国外に所在する不動産を対象とする不動産等(不動産を除く。)及び不動産対応証券への投資は行わない。</u></p> <p>4. <u>本投資法人は、外貨建資産への投資は行わない。</u></p>   | <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>  |
| <p>第12条 (投資態度)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. <u>資産の総額のうちに占める不動産、信託の受益権(不動産のみを信託をするものに限る。)及び匿名組合出資持分(本項の目的上、不動産のみを運用対象とするものに限る。)の価額の割合として財務省令で定める割合が100分の75以上であることを、その資産運用の方針とする。</u></p> <p>5. 本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権の価額の合計額を本投資法人の有する特定資産の価額の合計額で除した比率(以下「特定不動産の割合」という。)が100分の75以上であることを、その資産運用の方針とする。</p> | <p>第12条 (投資態度)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>4. 本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権の価額の合計額を本投資法人の有する特定資産の価額の合計額で除した比率(以下「特定不動産の割合」という。)が100分の75以上であることを、その資産運用の方針とする。</p>  |
| <p>第17条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>1. (本文記載省略)</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 金融デリバティブ取引</p> <p>(ア) (記載省略)</p> <p>(イ) (記載省略)</p> <p>(5)～(6) (記載省略)</p> <p>2. 資産運用報告書等により評価額を開示する目的で、不動産等につき前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p>  | <p>第17条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>1. (本文現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 金融デリバティブ取引</p> <p>(ア) (現行どおり)</p> <p>(イ) (現行どおり)</p> <p><u>(ウ) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用されるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記(ア)及び(イ)にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p>2. 資産運用報告等により評価額を開示する目的で、不動産等につき前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p>   | <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>金融デリバティブ取引に関する権利(第1項(4)(ウ)に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)</u></p> <p><u>第1項(4)(ア)又は(イ)に定める価額</u></p>  |
| <p>第5章 借入れ及び投資法人債の発行</p>  | <p>第5章 借入れ及び投資法人債の発行</p>   |
| <p>第18条 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>本投資法人は、安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目的として、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。</p>   | <p>第18条 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>本投資法人は、安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目的として、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債(短期投資法人債を含む。以下、本規約において<u>同じ。</u>)の発行を行うことができる。</p>   |
| <p>第20条 (借入金及び投資法人債の限度額)</p> <p>借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とする。ただし、借入金と投資法人債と併せて、その合計額が1兆円を超えないものとする。</p>   | <p>第20条 (借入金及び投資法人債の限度額)</p> <p>借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とする(うち短期投資法人債発行の限度額は、<u>2,500億円とする。</u>)。ただし、借入金と投資法人債と併せて、その合計額が1兆円を超えないものとする。</p>   |
| <p>第6章 金銭の分配</p>  | <p>第6章 金銭の分配</p>   |
| <p>第24条 (分配金の支払)</p> <p>分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて支払う。支払いは、原則として決算日から3ヶ月以内に行う。</p>  | <p>第24条 (分配金の支払)</p> <p>分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて支払う。支払いは、原則として決算日から3ヶ月以内に行う。</p>   |
| <p>第10章 投資主総会</p>   | <p>第10章 投資主総会</p>  |
| <p>第32条 (発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人の設立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、<u>投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務</u>(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信</p> | <p>第32条 (発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人の設立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号、<u>その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。</u>)第169条第2</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>法施行規則」という。)第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。)は、募集の都度、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>   | <p>項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。)は、募集の都度、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>   |
| <p>第33条 (投資主総会の招集)<br/>本投資法人の投資主総会は、2年に1回以上招集する。</p>   | <p>第33条 (投資主総会の招集)<br/>本投資法人の投資主総会は、原則として2年に1回招集する。</p>  |
| <p>第34条 (基準日)<br/>1. 本投資法人は、決算日現在の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。但し、投資主総会の会日が決算日から3ヶ月を超えるときは、予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載された投資主とする。<br/>2. 第1項の場合のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により予め公告し定める基準日現在の、最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。</p> | <p>第34条 (基準日)<br/>1. 本投資法人は、決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。但し、投資主総会の会日が決算日から3ヶ月を超えるときは、予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。<br/>2. 第1項の場合のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により予め公告し定める基準日現在の、最終の投資主名簿に記載され又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。</p> |
| <p>第38条 (決議要件)<br/>1. (記載省略)<br/>2. <u>投資主総会に出席しない投資主は書面によって議決権を行使することができ、書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>   | <p>第38条 (決議要件)<br/>1. (記載省略)<br/>2. <u>書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)に必要な事項を記載し、法令で定める時までに、当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u><br/>3. <u>前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>  |
| <p>第39条 (議決権の代理行使)<br/>1. 投資主は代理人により議決権を行使することができる。但し、その代理人は、本投資法人の議決権を行使することのできる投資主であることを要する。<br/>2. (記載省略)</p>   | <p>第39条 (議決権の代理行使)<br/>1. 投資主は代理人により議決権を行使することができる。但し、その代理人は、本投資法人の議決権を行使することのできる投資主1名であることを要する。<br/>2. (現行どおり)</p>  |
| <p>第40条 (電磁的方法による議決権の行使)<br/><u>本投資法人は、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。</u></p>   | <p>第40条 (電磁的方法による議決権の行使)<br/><u>1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p>   |

|   |  |
|---|--|
|   | 2. 前項の規定により、電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。  |
| <p>第41条（みなし賛成）</p> <p>投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、投資主総会に出席した投資主の議決権の数に加算するとともに、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。</p>   | <p>第41条（みなし賛成）</p> <p>投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、投資主総会に出席した投資主の議決権の数に加算するとともに、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p>  |
| 第11章 執行役員、監督役員及び役員会   | 第11章 執行役員、監督役員及び役員会  |
| <p>第51条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、投信法第115条の6第3項の規定により免除することができる額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</p> | <p>第51条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、投信法第115条の6第3項の規定により免除することができる額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。</p> |
| (新設)  | 附 則  |
| (新設)  | <p>本規約中、<u>短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)第5条の施行日から効力を生じるものとする。</u></p> <p>本附則は、上記施行日の経過後これを削除する。</p>  |

### 3. 役員選任

本投資法人の執行役員鈴木雅之より辞任の申し出があり、執行役員1名を選任する旨の議案、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名を選任する旨の議案、また、これにより現行の監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、第5回投資主総会開催日に現行の監督役員が一旦辞任し、改めて監督役員を選任する旨の議案を提出いたします。

各候補者の詳細は以下のとおりでございます。

・執行役員候補者

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)   |  | 所有<br>投資口数 |
|-----------------------|---|--|------------|
| 鈴井 博之<br>(昭和36年4月21日) | 昭和 59 年 4 月<br>昭和 62 年 4 月<br>昭和 63 年 9 月<br><br>平成 8 年 6 月<br>平成 16 年 7 月<br>平成 16 年 10 月<br>平成 17 年 10 月<br>平成 19 年 4 月 | ワールド・ピーアール株式会社<br>牟田会計事務所<br>KPMG 国際税務部<br>東京事務所・スペイン・マドリッド事務所<br>マネジャー<br>サン・マイクロシステムズ株式会社<br>経理財務本部 統括部長<br>ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有<br>限会社 コントローラー<br>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社<br>出向<br>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社<br>取締役就任<br>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社<br>代表取締役就任 (現任) | 2口         |

(注) 鈴井博之は、本投資法人の資産運用業務を受託する投資信託委託業者であるジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務することになるため、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条に基づき、平成 19 年 6 月 7 日付で金融庁長官より兼職の承認を得ております。

・補欠執行役員候補者

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)   |  | 所有<br>投資口数 |
|------------------------|---|--|------------|
| 石戸 俊啓<br>(昭和48年12月17日) | 平成 11 年 4 月<br>平成 14 年 7 月<br>平成 15 年 8 月<br>平成 18 年 9 月<br>平成 19 年 4 月 | 株式会社価値総合研究所<br>開発調査事業部<br>KPMGビジネスアドバイザーLLC 東京支店<br>ホスピタリティーアドバイザーグループ<br>株式会社KPMG FAS入社(KPMGビジネスア<br>ドバイザーLLC 東京支店との合併の為)<br>ホスピタリティーグループ マネージャー<br>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社<br>アクイジション部 シニア・マネージャー<br>ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社<br>取締役・運用本部長就任 (現任) | 0口         |

(注) 石戸俊啓は、本投資法人の資産運用業務を受託する投資信託委託業者であるジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社の取締役であるため、本投資法人の補欠執行役員となることについて、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条に基づき、平成 19 年 6 月 7 日付で金融庁長官より兼職承認を得ております。



・監督役員候補者

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)   |  | 所有<br>投資口数 |
|-----------------------|---|--|------------|
| 大原 雅志<br>(昭和27年8月19日) | 昭和51年11月<br>昭和52年12月<br>昭和53年10月<br><br>昭和57年3月<br>昭和58年8月<br><br>平成2年8月<br>平成2年9月<br><br>平成17年9月 | 昭和監査法人入社<br>同社退社<br>アーサーヤング公認会計士共同事務所入社<br>公認会計士登録<br>アーサーヤング公認会計士共同事務所と朝日会計社(現 あずさ監査法人)提携に伴い朝日会計社へ転籍<br>同社退社<br>大原公認会計士事務所設立 所長就任(現任)<br>本投資法人 監督役員就任(現任) | 0口         |
| 松本 伸也<br>(昭和34年8月12日) | 昭和59年4月<br>昭和62年4月<br>昭和62年4月<br>平成8年7月<br><br>平成13年6月<br><br>平成17年1月<br>平成17年9月                  | 司法試験合格<br>弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>丸の内総合法律事務所入所<br>丸の内総合法律事務所パートナー就任(現任)<br>株式会社インプレス(現 株式会社インプレスホールディングス)社外監査役就任(現任)<br>司法研究所民事弁護教官就任(現任)<br>本投資法人 監督役員就任(現任)   | 0口         |

(注) 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### 4. 日程

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 平成19年6月12日 | 第5回投資主総会提出議案の役員会承認  |
| 平成19年7月20日 | 第5回投資主総会招集ご通知発送(予定) |
| 平成19年8月8日  | 第5回投資主総会開催(予定)      |

以上

\*本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.com>